

第5回高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会

I 会議概要

- 1 開催日時 令和3年6月29日（火）午後5時15分から
- 2 開催場所 WEB会議
- 3 出席者 **【委員】**
駒村座長、栗田副座長、石崎委員、尾川委員、黒田委員、澤登委員、村木委員
(以上7名)
【都側出席者】
宮澤福祉保健局総務部企画政策課長、吉野福祉保健局総務部福祉政策推進担当課長、小澤福祉保健局生活福祉部生活支援担当課長、加藤生活文化局消費生活部企画調整課長

4 会議次第

- 1 事務局報告
- 2 論点の整理（委員発言・意見交換）

○吉野福祉政策推進担当課長

定刻になりましたので、ただいまから第5回高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私、この4月に福祉保健局総務部福祉政策推進担当課長に着任いたしました、事務局を務めさせていただきます吉野でございます。委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に何点か御連絡事項を伝達させていただきます。まず本会議ですが、公開の会議となっております。本検討会は設置要綱の規定により公開となっております。本日もオンラインによる傍聴の方がいらっしゃいますので皆さんにそれをお知らせいたします。

また、議事録につきましては、東京都のホームページで公開させていただきます。

次にこういった形ですので、本日会議、オンラインで開催させていただいておりますが、発言の際はマイクをオンにいただき、お手数ですが発言が終わりましたらマイクをオフという形で対応させていただければというふうをお願いいたします。カメラにつきましては常にオンの状態をお願いいたします。また、御発言を希望させる場合には、ソフトの機能で挙手等の機能あるかと思いますが、マイクをオンにして声で意思表示を行う形で御発言を開始していただくようお願いいたします。

次に、事前に郵便とメールで資料のほうを送付させていただいておりますので、改めてその資料の確認をさせていただきます。

まず、会議の次第がございます。そして資料の1、本委員会の設置要綱でございます。続きまして資料2は委員・幹事の名簿。資料3は本検討会の概要。資料4は検討スケジュール。資料5は事務局からの報告資料。資料6は取りまとめに向けた構成案でございます。資料は以上でございます。

次に本日の会議の委員の出欠でございますが、資料2の委員・幹事の名簿を御覧ください。本日全ての委員が御出席いただいております状況でございます。幹事につきましては資料2の名簿のとおりでございます。

事務局からの連絡は以上でございます。これから先の議事の進行につきましては、座長の駒村先生をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○駒村座長 よろしくをお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

資料の4の検討スケジュールを御覧ください。前回2月に開催しました第4回から4カ月ぶりの開催となります。この間、取りまとめに向けての構成案について、私と栗田先生と事務局でたたき台を作成し、委員の皆様に御覧いただき意見を頂戴いたしました。本日の資料6が委員の皆様からの御意見を反映した構成案となっております。本日はこれについて委員の皆様からさらに御意見をいただき、内容を詰めていただきたいと思います。

その前にこれまでの議論で触れられていなかったんですけども、今後の東京におけるマンション居住者の高齢化と在宅介護の拡大により、マンション管理の分野においても居住者の認知機能の問題が大きなテーマになると考えています。そこでこの点について、事務局に業界団体にヒアリングをお願いいたしました。その内容について事務局より御報告をお願いいたします。

○吉野福祉政策推進担当課長 では事務局から今御説明ありました、業界団体へのヒアリングの結果の御報告をさしあげたいと思います。資料の5を御覧ください。事務局報告資料、事業者等へのヒアリング結果という資料でございます。

調査の対象といたしましては、マンションの管理に関わる二つの団体でございます。一般社団法人東京都マンション管理士会、そして一般社団法人マンション管理業協会、この二つの団体にヒアリングを行っております。

ヒアリングの項目につきましては、下のところにありますが、居住者の高齢化に伴い生じている、または生じることが見込まれる課題、これが一つ目で、二つ目に関しましては、今後必要と思われる取組。この二つの項目についてそれぞれの団体にヒアリングを行っております。

4、ヒアリング結果を御覧ください。まず1番目の団体、一般社団法人東京都マンション管理士会のヒアリングの結果でございます。一つ目の項目、居住者の高齢化に伴い生じている、または生じることが見込まれる課題についてでございます。まず、管理組合の運営、意思決定についてでございますが、内容のところを御覧ください。管理組合の総会での決議が必要な事項のうち、日常的なものは過半数で決議できるということで、まだ現状そういった大きな問題とはなっていないということではありましたが、規約の改正ですとか、個人の権利に影響する建て替え決議等、より重要な事項に対しましては、さらに多くの議決の割合が必要だということで、今後認知症の人は権利行使の有効性が問われ、合意形成が難しくなるようなケースが出てくるのではないかというお話がございました。

また2段目の丸のところになりますけれど、高齢化が進行する中で関連法令、諸制度など正しい認識に裏づけられた意思決定がなされるかどうかというようなところで、今後先ほどの点も含めまして、マンション内の合意形成が難しくなるのではないかと懸念があると、こういったお話を伺っております。

三つ目の丸でございますが、高齢化により全て理事長任せになっているというようなケースがあり、重要な事項に関して不適切な決定が行われるような問題が生じるというようなお話も伺っております。

同じく、4番目の丸ですが、管理組合の運営体制として今後元々の居住者が高齢化する中で、役員のなり手不足が出てくるであろうと。高齢の組合員の中でパソコンを使うことができない人の場合は、なかなか事務処理等で対応が難しいことも出てくる

というようなことのお話を伺っております。そして若い世代は管理組合に関心がない方が多いということが今後の管理組合の課題だというようなお話を伺いました。

次に日常生活のトラブルに関してですが、一つ目の丸になりますが、共用部分での排泄、ゴミのトラブル、近隣住民・管理員等への暴言・暴力、徘徊等々、様々な問題が生じているというようなお話を伺いました。こういったトラブルは頻度の差はあっても、多くのマンションで起きているということでございます。

2段目、3段目のところもありますが、オートロックの操作ですとか、メールボックスのダイヤル式の鍵の開け方が分からなくなるですとか、届いた郵便物が重要かどうか判別できないなど、こういったようなトラブルが生じているというお話も伺っております。

続いて次のページになりますが、居住者への個別支援の関係でございまして。一つ目の丸でございまして、認知機能が低下した、あるいはその兆候のある居住者及び家族に対する「意思決定支援」に関する知見が関係者の中で共有されていないということの関係で、議論がかみ合わないことが多いというようなお話を伺っております。

2段目の丸でございまして、地域包括支援センターや民生委員等の地域の福祉資源についての理解を進めていく必要があると、その一方で、福祉側からはオートロックなどでなかなかマンションの住民との関わりが持ちづらい、本人にたどり着きにくいというイメージを持っているというようなお話を伺っております。

3番目の丸になりますが、管理事務所から住民を呼び出しても、応答しないケースが多いと。トラブルの対応としてできることとして、民生委員や役所に連絡するくらいしかないが、なかなか民生委員が普段住民との関わりが薄いため解決ができないで困っているような状況が生じやすいというようなお話も伺っております。

次の丸にあります、そもそも管理組合と管理会社が締結している管理委託契約は、原則、共用部のことに限られていると。ですので本来居住者に対する個別対応までは含まれていない中で、管理員がそれぞれの業務に基づいてどういったサービスができるか、悩みながらいろいろ工夫をしているというようなお話を伺っております。

次の丸になりますが、管理組合、管理会社、ボランティア団体等が「見守り」ですとか、「異常発見時の通報」などを行うにあたって、担い手のリスクがはっきりしていない環境でそういったようなことに対応するのが難しいというところもあるそうですけどコントロールをどうやって行っていくのかの検討が必要だというようなお話も

伺っております。

最後にマンションによって管理員の勤務時間のばらつきが大きいというようなところですか、管理員自身が認知症になるような問題も出ているというようなことをお話を伺っております。

そして今後必要な取組というところで伺った話としてまず、意識の変化が必要だというようなところで幾つかいただいております。高齢者への尊厳がある優しい社会という前提で取り組む必要があるのではないかと、認知症の人は迷惑をかける存在という認識では誤った取組の方向性になるというようなお話を伺っております。

認知症であること、それを気軽に相談できるようにするマンション内の意識改革ですとか、普段からひと言でも挨拶を交わすような日常的なコミュニケーションが大事であるというようなお話を伺っております。

次に管理会社等の体制整備についてですが、先ほどの個別支援の話でもありましたが、トラブルや孤立死ですとかそういった部分に関して、社内で相談できる専門の部署を置いて、対応を標準化することが必要であると。それですとか、管理会社が高齢者の見守りを行う場合に当該事項を管理委託契約に定め、報酬や活動費を支払う等、きちんとした法的ルールを決めておくことが重要ではないかというようなお話も伺っております。

次に行政・地域との連携という項目で、行政の福祉部門、地域包括支援センター、民生委員との連携や地域コミュニティとの連携は必要であり、情報共有の円滑化の検討を行っておくことが、重要ではないかというお話も伺っております。

次の丸ですが、オートロックの課題、なかなかオートロックで住民の方に直接近づくのが難しいというような課題に対して行政や民生委員、管理組合、理事会との間できちんとルールを確認しておくのが重要というようなお話も伺っております。成年後見制度に関しましても管理会社が積極的に自治体等に申し立てを依頼することが望まれるというようなお話も伺っております。

続いて2番目の団体、一般社団法人マンション管理業協会へのヒアリングの結果の報告でございます。まず、1番目の項目、居住者の高齢化に伴い生じている、または生じることが見込まれる課題として1番目、管理組合の運営、意思決定でございますが、先ほどのもう一つの団体の報告と同様の内容が多かったのですが、現在は多数決を阻害するほど意思能力が失われているといったことは起きていない。だが今後、耐

震改修等の意思決定が困難になったり、建物の管理不全が生じる恐れがあるというお話を伺っております。

続いて日常生活のトラブルですが、B P S D等による迷惑行為、こちらは一部で言われているほど多くはないというのが現場の印象だと、そういった部分が強調されることで、普通に暮らしている大部分の高齢者の方に光が当たりにくくなる。認知症ではない方のケース対応も検討をしないと片手落ちになるというような意見を伺っております。

トラブルとしては、いわゆる徘徊行動、オートロックが使えない、鍵を持たずに外出する等のトラブルが多いというお話は現場ではやはり気づいていると、そういう苦情があるということをお話を伺いました。ただ、その問題となる行動が認知機能の低下によるものなのか、精神疾患やパーソナリティ障害によるものなのかというのを管理員が判別することは難しい、変化についても気づきにくいというようなお話も伺っております。

管理員の高齢化については認知症になっている方もいると実際には思われると、ただ重要な責任を伴う業務であり、実際にはMC Iや認知症となった方の場合は継続してもらうことは困難ではないかというようなお話でした。

居住者への個別支援の関係では、行政・福祉関係者がマンションの運営に明るくないというようなお話を伺っております。例えばオートロックの開錠を管理員に求める際に、そもそもどういった根拠で求めているのかが不明であったり、身分証を提示しないとといったことで管理員のほうもどういった対応すればいいか判断がつかず、言い争いになったりするようなどころで消化不良を生じているようなお話があるというようなことでした。結局事前に誰がどの目的で来るか分かっていないと対応できないもの、やはり事前のルールを決めることが望ましいというところでしょうが、そういったこともなく現場で個人的な対応に依存していることが多いというお話でした。

2段目のところになりますが、オートロックに関しましても同じような話があるということでございます。

3段目、管理会社は、管理組合と建物の管理や組合のサポートについて契約を結んでいると。一人の住民のために特別に何かさしあげることは難しいということで、個人への支援というのが中心の福祉関係者と認識にすれ違いがあることが多いというようなお話も伺っております。

続いて今後必要な取組というところに関しまして、まず1点目管理会社の対応ですが、管理会社が行う業務について、整理しておくことが必要であると。管理委託契約上、管理会社が行うのはマンション全体への管理業務であって、現実的には困っている方がいれば手助けする場面もあるが、やはり理事会の了解を得て覚書を結んでおけば、事故が起きた際の管理員のリスクも下がる、対応がしやすいというようなお話もございます。

行政・地域との連携に関しましては、行政との連携協定を締結したり、地域包括支援センターと協力して認知症カフェを開催しているような例があると、協定を結んだ後、次の個人情報の取り扱いやプライバシーを含めて、どう具体的な取組につなげるかという点も課題であるというお話を伺っております。

個人情報に関してということで次の丸になりますが、外部に提供する際に、本人のためによかれと思って対応しても結局それが本人や親族からのクレームにつながるようなケースがあるということで、緊急連絡先等重要な個人情報を持っていますが、これをどういうふうに活用運用するかというところをきっちりルール化しないことで、なかなか重要な情報が眠っていて、気づきにくいというようなお話がありました。ですので、各社で対応方針を決めておくこと、また行政側として取扱いやプライバシーの課題について指針を示すことが求められるというお話がございました。

次の丸になりますが、マンション業界側も社会福祉との連携や、活用できる制度等について理解しておくことが必要というお話も伺っております。

最後にその他でして、認知機能が低下して鍵の管理が難しいというような事例を例に挙げていますが、こういった場合、カバンに鍵を付けるだけでも解決することがあると。ゴミ出しが難しい人に関しては、そもそも分別ができないのか、エレベータの操作ができないのかなど本当に問題がどこにあるかが分かれば、ちょっとした手助けで安心して住み続けることができるというようなことをお話もいただいております。

事務局で行いましたヒアリングの結果についての報告は以上でございます。

○駒村座長 ありがとうございます。前回の会議の後、このマンションの高齢化といった問題も重要な問題ではないかということで、栗田先生と御相談して追加のヒアリングを事務局にやっていただき、今のようにまとめていただいたと。昨日も第一生命研究所から持ち家の管理も大変だということなので、住宅一般的にはいろいろ問題があるんですけど、マンション特有の問題もあるだろうと、マンションの高齢化に

伴って地域コミュニティとの距離、マンションのもっている距離、社協や民生委員との関係あるいはプライバシーや情報管理の問題、管理会社の守備範囲、それから持分共有部分への意思決定の問題等、様々一般の戸建ての住宅とは違う深刻な問題が出てくるということも共有しておいたらいいのではないかとということで追加のヒアリングをお願いしたところです。

今日は、メインは時間も限られているので本体報告の話に行きたいんですけども、もしこのマンションのところで何か一言ということがあれば御発言いただいても結構だと思いますけれども、いかがでしょうか。後のほうで加えていただいてもいいですけども、この部分についてはマンションを踏まえてと、そういうのもいいと思いますけれども、よろしいですか。

それでは以降6時45分をめぐりに意見交換に入りたいと思います。資料6の構成案1ページ目の目次を御覧ください。構成は1から5までとデータ集となっております。

まず全体の構成についての御意見を伺って、それぞれのパートについてさらに盛り込むことが必要な事項や切り口など、皆さんのお考えを発言いただければと思います。御発言を希望される場合は声でお知らせください、私が指名しますので、その後お話を始めてください。

それでは初めに、全体の構成について御発言をお願いいたします。この後ページごとに分かれていきたいと思いますので、まず全体についての御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。この構成案でよろしいかどうか。目次のところをみていただくということなんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。目次、構成案としてはこういう形でいって、この後少し議論が入っていく中で目次の組み替えみたいながあれば、またと思いますので。

そうしましたら内容に入っていきたいと思います。2ページから3ページの1ポツの全体的な問題意識について、御発言をいただければと思います。人口構成の動き、国の動き、高齢者の認知特性や行動特性についての章立てというところです。1ポツについてですね。いかがでしょうか。どの部分でも結構ですので、御発言いただければと思います。私が気がついていなければもう発言していただいて結構ですので。

栗田先生何かこの辺、何か補足するようなことはありますか。認知特性から経済特性、もしかしたらちょっと順番を整理した方がいいのかもしれないんですけども、一般的な高齢者の特性とMC Iや認知症になって場合の状況などもあるかとは思いますが

れども。

○栗田副座長 全て細かく見させていただきました。おおむねこれで私はよろしいのではないかなというふうに思います。タイトルとも関係しますが、認知特性にフォーカスを当てた高齢者の特性ということになりますので、内容的には、「多くの高齢者が経験する、加齢に伴う認知機能の低下に配慮したと行動特性ということになるのかと思いますけれども。内容は、これでおおむねいい感じに網羅されているんじゃないかと思います。

○駒村座長 これは後ほど少し最終報告にするときのタイトルで、ひと工夫したほうがいいのかなということにもつながる話だと思うんですけども、今のままだと高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方と、非常に一般的というか特性とは何なのかというところがやや不明瞭な部分もあって、ここはどちらかというところの検討会は高齢者の認知上の特性にフォーカスをするということで、差別化というかそこを強調したいというところがございます。

高齢者の特性が様々ありますけれども、その中でもとりわけ認知上の特性、これは今まであまりフォーカスされてこなかったもので、今回の検討会はその中心の視点を与えているということで、身体上の特性を別に軽視しているわけではなくて、ここはそこにフォーカスするのが今までなかったテーマであると、要するに買い物難民とか金融窓口難民というのが物理的にそこまでいけないという意味でのその課題とは別に、そこにたどり着いたとしても所期の目的を果たせないような認知上の課題を抱えてくるという方が増えていくということにフォーカスしたいということで、この(3)は高齢者の認知特性あるいは行動特性ということで1個節建てをさせていただいているところであります。

今後の進め方は恐らく、この辺のキーワードを文章化、私と栗田先生とまた事務局を合わせて文章化していくという作業になりますので、ぜひともこういうキーワードはあった方がいいんだということがあれば、この際御指摘いただいた方がいいかなと思います。

委員の先生方でありませうか、どうぞ構わず取りまとめに入っていただきますので、発言いただければと思ひますが。

○黒田委員 すみません、黒田です。よろしいですか。

○駒村座長 どうぞ、黒田先生。お願いいたします。

○黒田委員 -(1)の人口構造・社会の変化のところの二つ目の丸のところでは少し気になったのが、キーワードとして独り暮らしの高齢者というのはもちろん大切ですが、それ以外に高齢夫婦世帯、夫婦が二人とも高齢者という世帯についても同じくキーワードになると思いますので、文章化されるときには追加されるほうがいいのではないかと思います。

○駒村座長 はい、分かりました。当然ながら一人高齢者のみ世帯というのも非常に認知上の課題を抱えてしまうと、厳しい部分があると思いますので、そういう趣旨を踏まえて高齢者のみ世帯という形で東京もこれから人口構成一気に進んでいくということ意識しておきたいと思います。事務局よろしいですか。

○吉野福祉政策推進担当課長 はい、独り暮らし高齢者のみを特にフォーカスして議論するという趣旨はございませんので、今後、御指摘のとおり進めていただければと思います。

○駒村座長 ほかいかがでしょうか。キーワードにしかない部分は今後、注を付けるなり、解説を付けるなりして、拡充をしていきたいと思います。もしよろしければ、2ポツ、3ページのほうに進んでいきたいと思います。

本検討課題の検討内容で高齢者が増加する社会への対応と。これまで注目されていた身体上の課題のみならず、認知上の課題あるいはその日々の日常を伴う様々な判断や行動するときのミスや誤認とかいったものをなるべくないように、健やかに暮らしていけるような社会の配慮が必要であるということ。

対象は狭い意味での認知症やMC Iではなくて、認知機能の低下というのはある程度誰も避けられないということは意識しておく。それを意識しておかないとわざわざ大丈夫だと思って大きなケガをしてしまったり、大きな事故にあったり、大きな経済取引のミスをするということなので、やはり自分自身のことも高齢者全般に、恐らく個人差はかなりあるものの起きていく可能性があるということは自分で意識しておくことが必要であると。

しかし、一方的に支援されるべき人と考えてのではなくて、なるべく自分でできることは自分でしていくことが能力を維持する重要なことであると、できることについては過剰なこともなく、「補充性の原則」で考えていきたいと思います。本人の自立性というものを必ず尊重していかなければいけないということ。

それから認知面でのバリアフリーと、これまで交通機関や様々な生活上の場を大き

くするときも、身体上のバリアフリーというもののばかり当然意識されてきたわけですが、これからは認知上のバリアフリーというものの、誤認とか理解できないような表示とか説明とか、混乱するようなことになっていないかと、必要最低限のことがきちんと分かりやすく説明されているか、これはあらゆる生活上の分野ということ。

年を取っても不安なく生活できるというような都市づくりと、こういうのが今後高齢化を迎える東京のディメンシアフレンドリーというか、認知機能が低下した人でも健やかに暮らしていけるまちづくりと、こういったところに高齢者の日常の問題とか孤独感に付け込んだような、意図しないような契約を結ぶような行動についても、きちんと意識的に我々は注意しておく必要があるということでもあります。

そのほか、検討の視点としては、特に様々な民間サービス、金融、小売、交通、あるいは病院、スポーツセンター、文化施設、高齢者が日常様々利用するところにおいて、認知上のバリアがないかといったことを意識したサービス、仕組みを考えていく必要があるということ。そして、それを皆さんで共有するという発信、他業種の連携といったものを意識しておく必要があるということで、2ポツ4ページまで来ておりますけれども、ここについて、いかがでしょうか。

○石崎委員 三菱UFJ信託の石崎ですけれども。

○駒村座長 はい、お願いします。

○石崎委員 高齢者の在り方をありがちな身体機能から認知機能へ焦点を当てたのは良いと思います。一方、地方とは異なる団地や老老介護を含めた単身世帯が多いことなど東京都の固有の問題という観点からのアプローチは必要ないのでしょうか。

○駒村座長 恐らく、東京都固有の問題としては、地方とは違ってまだ若い人たちと一緒に暮らしている、若い人も多いということで高齢者の比重が多い地域とは違うスピード感ですね。いろんな世代が同居しているという意味で、さらにそういう意味ではスピード感が違ったり、世代のばらつきみたいなものがあって、恐らく地方ではある回覧とかそういったものがだんだん一般的じゃなくなってきて、オンラインとかデータ、ホームページで出しておけば、みんな見ているものだろうみたいなことになっていくわけですので、恐らく多様な世代と一緒に暮らしているというか、狭い中で暮らしていたり、非常にスピード感が一方であって、高齢者ばかりの社会とはまた違う部分もあるだろうということもあるだろうと思います。

ほか、どうでしょうか。東京独自のこの問題に関して、地方と違うところといわれ

ると、親せきが周りにいないとかそういうことなのかもしれませんけども。何かあれば委員からも御指摘いただければと思いますが。

○栗田委員 私からよろしいですか。確かに、おっしゃられるとおりでございまして、特に最初の全体的な問題意識の人口構造と社会の変化というところで、実は東京都独自の問題が少しあります。それは何かというと、いろいろあると思うんですけど一番大きいのは、人口規模がとてつもなく大きいということで、従って認知機能が低下している高齢者の数もそうなんですけど、独り暮らしの認知症高齢者の数がとても多いんですね。東京は。人口規模が大きいので当たり前なんですけども、ということでここが地方とは非常に異なるところで、狭いところに認知症でありかつ一人で生きている人がたくさんいらっしゃるというのが大きな特徴で、この問題は結構大問題であろうと私は考えているところではあります。

ということで、最初の1のところ、ひょっとしたらそういうことも強調して書いておくことができるかなとは思いますが。

○駒村座長 ありがとうございます。そこは、強調しておかなければいけない点ですね。人口集積度、そして狭いところでの面積当たりの認知症の方が非常に密度が高いみたいなことは、ある種東京の特性なのかもしれないですよ。それだけ、周りの方の影響も様々あるということだとは思いますが。

ほか、いかがでしょうか。こういう切り口も東京ならではののではないかと。

○石崎委員 課題出しと解決策と対応しているという点では、東京の絶対的な人数が多いことも考慮して考えていく必要がありますね。

○駒村座長 やっぱ、東京都市部23区部何かは恐らく、今ちょっとこれは都のほうにもデータがどのぐらいあるのかということをお願いしていたんですけども、マンションの高齢化ですね。マンション住民の高齢化、その将来予測、さらに一人で暮らしているマンション高齢者、あるいは高齢者のみで暮らしているマンション住民みたいなものが、かなり代表的なのはマンションですけども、集住しているという意味で。シミュレーションがあるのかなとか、数字が見れるのかなと思っただけでなかなかそういう数字が見つかってなくて過去の何か傾向はあったんですけども、これからは何か少しやっぱこれは研究者の責任なのかもしれませんけども、何かあったほうがいいのかもありませんが、それもあって、さっきマンションのところを少し加えてヒアリングして、少なくとも、そのマンション管理や管理組合に対し

では、この問題はちゃんと理解しておいてくれと、共有しておいてくれと、遅かれ早かれ来るぞと。そのマンションの中でほとんど恐らくマンションの管理組合でも、こういう議論はしたことがないと思いますので、知っておいてくださいねというメッセージは最低限出さなきゃいけないかなと思います。

○石崎委員 国道16号線に象徴される老朽化した団地問題、修繕したい若い人と年金暮らしで修繕費の払えない高齢者が混在しているマンションの管理組合などは、社会的にも注目される東京都の課題ですね。

○駒村座長 このマンションは、23区のほうとは区別しない共通した問題かなと。恐らく持ち部屋不明のマンション何かもかなり中央区でも出てきているような状態なので、都下全般的に特に古いマンションがあるところは似たり寄つたりの状況だなということで16号問題というよりは、都下のマンション、特に都心部でマンション比率が高いところは、あるいは古くからマンションがあるところは、こうなり始めているのではないかと。

○石崎委員 分かりました。

○駒村座長 地理的にどうなるかというのは、私も分からないので、むしろ民間のほうにデータを持っている可能性ありますよね。

マンション自体の老朽化と、住民自体の高齢化という二つですよ。きっと。

そこは、老朽化している部分と、それからマンション自体の住民の高齢化、それが相乗的に問題を起こしているということでしょうね。

○石崎委員 東京都の固有問題では、全国比で賃貸の高齢者が多いと思うのですが、データはないのでしょうか。

○駒村座長 認知上の様々な課題を心配して、今回はどちらかという、特性といっても高齢者の認知上の特性にフォーカスしているので、認知上の特性が原因で賃貸難民になっているというですね。どうでしょうかね。都としては、こういうセーフティネット法とかあるはずなんですけれども、どういうふうな利用状況になっていたりするか。ほかの委員からも、もし今の居住保障に関することについて何かあればと思いますが。なかなかデータはない。どうぞ。

○栗田委員 私から。実はこの問題は、私も厚生労働科研でちょっと取り扱っているところがございます、まず、居住形態別の65歳以上高齢者の数とかですね。それから実は、独り暮らしの65歳以上高齢者の居住形態別の数というのは、理論的には、

計算できるんですね。実は、マンション管理業協会の田中さんという人にそれやっ
てもらっているんですけども。どうやってやるかという、国勢調査データには居住
形態別の人数があるんですね。居住形態別でしかも戸建てか集合住宅か。集合住宅は
賃貸か分譲かに分けられているんです。そのデータは、公開されているので使えます
ので、そのデータを使って65歳以上高齢者のさらに世帯類型まで、大変な作業では
ありますが、一応数は出せるんですね。大変な作業で、実は、マンション管理業協会
の方に試しに23区のある特定地区についてそれやってみました。しかも、
ゼンリンのマップを使って、それを全部当てはめてもらったので、どこに独り暮らし
の65歳以上高齢者がいるかというのも、実はマップを見ると分かる。これは結構危
なっかしいデータかもしれないので、公開はしてませんが、そういうことは理論
的にはできるんですね。多分、東京都はやっていないと思いますけども、やろうと思
えば実はできます。さらに、認知症の数をもしやろうとすれば、これは全然やってな
いんですけど、65歳以上高齢者の年齢階級別の認知症有病率は分かっているので、そ
れを掛け合わせると、例えば、分譲マンションに65歳以上高齢者で一人暮らしの認
知症の方がどのぐらいいるかということも理論的には計算はできるんです。

ただ、今回、この東京都のこの事業の中でそれをやるかやらないかというのは、
ちょっと別問題だと思うんですけど、そういうことができます。これはまさに今言っ
ている東京都の大きな問題で、例えば、東京都の何々区の集合住宅のすごく密着して
いるところには、どのぐらい一人暮らしの高齢者がいるか、あるいは認知症で独り暮
らしの高齢者がいるかということは分かるんです。

○石崎委員 東京都の中で絶対数が多いというところに包含すると理解しました。

○黒田委員 すみません、黒田です。ちょっと補足させてください。

東京都の多分、福祉保健局から平成25年ぐらいだったと思いますが、高齢者の住
まいの状況について国勢調査の中からのデータを抽出して報告が出されていたように
記憶しています。その中で、65歳以上の人の持ち家率と借家率、それから民間の借
家に住む人の割合が75歳以上などになるともっと増えてくるといったようなデータ
があったと思います。そんなに古いデータではないので、そういったデータを利用さ
れるというのもいいのかなと思いました。

○駒村座長 ありがとうございます。借家の問題、あとは、持ち家ももしかしたらそ
こでマンションかどうか分かれていればもう少し。さらに、あまり細かくメッシュを

かけると、今、栗田先生がおっしゃったように危なっかしいデータになってきますけれども。

しかし一方で、多くの方が、東京の集合住宅の中で認知症の方が住んでいる確率がこういう具合に上がってくるということは、マンション組合や管理組合にとってみたら、もう他人事ではないと。ちゃんと、あらかじめその準備をしておかないといけません。なってからプライバシーの問題とか社協との連携とか言い出してもなかなか我が事とは考えない。でも、住んでいる人は、ずっとそこに住む人は、いずれ我が身の話なんですけれども、そういうふうを考えていただくきっかけにもしていただきたいので、何かデータとして大ざっぱでもいいので、少し意味があるようなというか、インパクトがあるようなものがあつたほうがいいのではないかと。区別に出したりしたり、メッシュ別で出すとまずいことになると思いますので。ちょっとその辺は、一工夫かなと思いますので、間に合えばということで、事務局にも御検討いただければと思います。

いかがでしょうか。この2ポツに関する議論でありましたけれども、よろしければ一通り回ったほうが良いと思いますので、3ポツの4ページ以降のところに入っていきたいと思います。

その上で、民間サービスが意識しておかなければいけないことについて、各分野別に少し触れたということで、例えば、小売については、その高齢者自身がセルフレジにどうしてもひるんでしまうのではないかとか、レジのときの現金、それからネット通販でミスが多い、ミスを発生させてしまう。大量購入を何度もしてしまう。カードの解約、契約の解除なんかができなくなっていく。宅配での対応、訪問販売企業に対して、非常に脆弱になっていると、この辺の指摘。それから、交通機関でアプリが進んでいるけども、高齢者の利用はなかなか進んでいないと。タッチパネルや券売機の操作が難しい。JRもこの間随分、有人窓口を減らすなんていう動きも出していますが、高齢者が切符を買うときにこういう操作が本当に分かるのかどうか、バス停や電車の表示、こういったものについても、まあまあいろいろ工夫の余地があると。

企業の中では、社内研修。この社内研修は、ポツのつけ方が交通機関のところの社内研修というよりは、全般的という意味ですかね。ここは。事務局の、この社内研修のところは、全般的という、交通関係機関の社内研修という意味でしょうか。ここは。○吉野福祉政策推進担当課長 現在、記載されている構造のとおり、交通機関の社内

研修という意味合いで記載させていただいております。

○駒村座長 分かりました。それから、資産管理については、金融庁のワーキング報告書で本人と金融機関もこの問題を理解して全銀協なんかの対応も求めていると。それから、ジェロントロジー協会などでも社会福祉協議会との情報交換も始めているというようなこと。各民間金融機関もその対応準備をしているというようなことが、書かれているということであります。

続けて、次のページ行きますと、住宅の管理の問題、これは、先ほどお話があったマンションの問題、成年後見の利用拡大、資産継承の問題とこういったことに一応触れていると。切り口、網羅性、この辺がどうかと。あるいは、これは文章にしていくときにもう少し整理したりしていくことになると思いますので、今はキーワードということで、文章にした後、また委員の皆さんと一言一句確認してもらおうという作業に入っていくと思いますけども、現時点でのこの守備範囲としてどうかということで、6ページまで今進みましたが、こういう民間サービス分野別の課題があるのではないかと書かれています。いかがでしょうか。

○村木委員 確認なんですけど、社内研修のところ、交通事業者特定ではなくて、これ全企業に多分関わってくると思いますし、今、銀行さんとかでもやられていますし、小売だけじゃなくて、いろんなところで高齢者の疑似体験とかされていますので、これが全部に該当するのではないかなと私は思いましたが、いかがでしょうか。

○駒村座長 事務局、今のところはそういう位置づけですけれども、恐らくこれは、いろいろな企業、皆さん認知症サポート養成講座なども受けているわけですので、あるいは、その認知機能が低下した方への向き合い方みたいなものもいろいろと学びつつあると。それを現場のみならずその一つの企業体として向き合っていくということが、これから重要なんだろうと。あるいは、その企業間でそういう経験を共有したり連携するということが重要なんだろうという趣旨で、この企業・社内研修は、独立した項目として全部に当たるという位置づけでいいのではないかと御意見だと思いますけども、事務局、これはいかがでしょうか。全部をカバーするように位置づけ直しでしょうか。

○吉野福祉政策推進担当課長 はい、事務局からの報告ですが、この4ページから5ページにかけての部分は、これまで各交通事業者をヒアリングしてそれを御議論いただいてまとめたものを記載したという趣旨です。7ページのほうの事業者に対する提

言という中で、今、従業員への研修という項目を御用意してまとめようというような構造になっておりますので、その中で取り入れていくような形になるのではないかと
いうふうに考えております。

○駒村座長 分かりました。今は、あくまでもノートという状態ですので、今後報告書にするときには、この部分は少し後ろのほうにまとめて扱うということもいいのではないかと
いうこと。今はあくまでもヒアリングや会議におけるメモ的な部分になっているということ
ですので、じゃあ、この部分はまた後ほどの話に吸収するという
ことで報告書の中では、そういうふうに再構成するということですね。

ほか、いかがでしょうか。よろしければ4ポツの地域サービス事業者に対する提言
ですね。これは、骨部分になるわけですね。ソリューションとして皆さんこういうこ
とを意識して地域で取り組んでくださいということを提言していく。一番の骨の部分
でありますので、この4ポツ、7、8、9、10、11ページまでが非常に重要な
ところでありますので、ざっと見ていただくということで。高齢者、認知上の難民、い
ろいろな困難を抱えているということで、その身体上のものもちろん大事だけれど
も認知上の問題と、それから尊厳ということで、高齢者扱いをするというのも本人の
御尊厳を傷つけてしまう部分もある一方で、これは恐らく誰もが扱いやすい認知上の
工夫をするということが恐らく一番いいソリューションで、高齢者専用何とかとか、
高齢者に限るとか、そんなような区別的なことをやるよりは、誰もが認知しやすいよ
うな工夫をいろいろなところでやって行きましょうねということが大事だと。高齢者
フレンドリーサービスと、その耳が少し遠くなったんではないかとか、目が悪くなっ
たからというような身体上の工夫だけじゃなくて、その説明は分かりやすいんですか
とか、驚かしていませんかとか、せかしていませんかとか、そういう高齢者がいろ
いろな活動をするときに、心理的な認知上の課題をよく分かった上で向き合っ
てくださ
いねということが書かれていると。そういったことを従業員の研修できちんと理解を
していくと。あるいは、ノウハウや情報に対する顧客に対する対応方法なども、きち
んと企業単位で個人の努力ではなくて、組織としてちゃんと充実していきなさいとい
うこと。

それから環境整備ですね。デザイン、それからデジタル化もこの高齢者には、なか
なか苦手な部分もあるので、どのようなふうに高齢者から映るのかと。デジタルを使
える方もいれば、使えない方もいるんですけれども、苦手な方もいらっしゃるという

ことで、できたらインターフェースは分かりやすくしておく必要があるのではないかということ。この辺が8ページ。このインターフェースの工夫なんかこういったものも議論としてあったと。WEBなんかも高齢者を意識しておかなければならないし、様々な機器も高齢者の視力や聴力や認知機能の問題というものをきちんと理解してデザインを設計していかなければいけないですねということがずっと書かれているということで、8ページまで今来ていると。

業界団体での取組、それから、企業としての契約上の責任、倫理観を求めていくものと、形式的に有効な法律契約だったからといって、もう相手の理解とは別に解約に一切応じません等々の問題も出てくると。この辺もどう考えていくのかということもよく考えてくださいねということだということになります。

9ページ目以降ですけれども、都として福祉関係者との連携といったことも少し別建てで書いているということですのでけれども、9ページまでで、10ページまで今行っちゃったけど、取りあえずここまでどうでしょうかね。

問題になっているのは、例えばダークパターンと言われているものですよね。ネット上で契約するときには、すごい簡単に契約できて、契約を解除するときには物すごい複雑にして、高齢者が諦めるまで複雑にして高齢者が大体倍のスピードでネットの作業をすると負担がかかると言われていて、諦めやすいと言われているので、相手が諦めるように契約の解除を複雑にしてなかなか解除させないようにする何ていうサイトもあるようなので、それはいろいろな国でも問題になっていますけれども、多分、日本の法律的には、黒田先生、これ問題ないんでしょうかね。契約するときにはすごい簡単で解除するときには、物すごい複雑にして解除にたどり着けないようにしているみたいな。

○黒田委員 でも、どこかには解除に関する条項があるということで、明らかに違法とはいえず、恐らく合法ぎりぎりというところなんだと。意図的にそういう構造にされているということなんだろうとは思いますがけれどもね。

○駒村座長 合法ですよ。きっとね。日本の今の現在の法律ではね。

○黒田委員 はい。

○駒村座長 高齢者の個人の認知の問題が認知不可の問題なんかは、多分関係なくあるでしょうと頑張って探せばありますよという程度にしとけばいいということなんですけども、それが、企業として真つ当なのかどうかは、よく考えていただかないとい

かんねという話ですよ。きつとね。

○黒田委員 そうですね。まさにそうだと思います。あまりにひどいということになると、信義則とか一般条項によって無効ということになるかと思いますが、高齢者の側にはそこまで争う、つまり裁判に持ち込むまでの気力はないことが多く、それこそ諦めるということにならざるを得ないのではないかと思います。

○駒村座長 こういったのは、法律上の問題で、何かその民法の議論の中とか、契約法の議論の中とか、裁判のところで何か議論にはなるという。

○黒田委員 そうですね。もちろんなりますが、認知症の方で契約時に意思能力がないということになると、もちろん無効ということになりますけれども、それもまた裁判で証明しなくてはならず、非常に大変です。また、消費者契約法などで対応しようと思ってもやっぱりそれを消費者の側からある程度アピールしないといけない、その部分がやっぱり難しいのではないかなと思います。その意味では、やっぱり最終的には、事業者側のモラルというのが問われるんだろうと思います。

○駒村座長 そうですね。この辺も世界から認知機能の低下に付け込むようなビジネスモデルというのはやっぱり許さないという、その規範がないとなかなか横行しちゃうのではないかと思いますので、そういうこともちゃんと社会のほうは見ているんだぞというメッセージになるのかなとは思いますが、直ちに明日からどういうソリューションがあるのかというのはすぐここでは言えないと思いますけれども、使うほうも提供するほうも気をつけるようにということまでは書けるとは思うんですよ。

いかがでしょうか。この辺、今、9ページまで来ておりますけれども、委員の中からキーワード、あるいはこの辺落ちているのではないか、あるいはここはちょっと言い過ぎなんではないかというところがあればと思いますが。

栗田先生、この間打合せのときには、台湾などでは、まちの中でこういう高齢者向けというか認知機能の部分で負荷のかからないような街のデザインとか、表示のデザインの動きが出ている。あるいは、イギリスのスターリング大学などでは、そういうデザイン自体が開発されているということも、これは意識していいんですよ。この辺の議論としては。東京もそういった意識をして工夫をして行く余地があるんだということを伝えていくと。

○栗田委員 そうですね。これは、まさに全部じゃないですけども、世界の先進諸国

の一つの動向ですね。方向性ですね。台湾に関しては、日本も官民共同の形態ができていますけど、台湾の厚労省が中心になっているみたいですけど、そこが中心になって認知症フレンドリーの環境デザインを作るという政策が動いていて、認証制度なんかかなり前からやっていますね。

それから有名なのは、アカデミアではスコットランドのスターリング大学ですね。それ専門のファカルティがもうできていて、この部門の研究を学際的にいろんな人たちが入ってやっているというようなことで、いろんな活動がありますけど、特に住宅はトピックスになっているみたいですね。ということで、そういう動きとつながるといことです。

○駒村座長 ありがとうございます。若い世代から見たら、この色使いなんか何とも思っていないですかということかもしれませんが、高齢者から見たらエスカレーターを下りた瞬間にその階の床に黒い模様なんかがあるとそこに吸い込まれるように高齢者は思って立ちすくんじゃうとか、そこに立ちすくんでいたら次から次へと後ろからエスカレーターで下りてくる、何かあると事故になるかもしれないですし、表示の場所なんか一工夫して、とにかく認知機能が落ちたからといってまちなに出ないようにならないように、まちなに出て自由に動けるような配慮をまち全体で考えていきましょうというのが、この辺の趣旨だということになります。認知機能が落ちても生活は自分自身でできるように環境のほうを変えましょうという趣旨のことをここで書きたいということでありまして。これが、8。どうぞ。

○栗田委員 今の話の続きですけど、先日、先生にもお話しましたが、スコットランドも台湾も、実は、そういった政策の背景にある根拠というのは、国連の障害者権利条約ですね。国連障害者権利条約があって、それを基本に認知症の方も障害者として市民としての権利を享受するようにしなくてはいけないということで、いろいろ政策が動いている。スコットランドなんかは、超党派国会議員が認知症と共に生きる人の権利を確保するためにという憲章、チャーターをちゃんと出して、それが政策に影響を与えている。認知症施策そのものの基盤にそれがあるという形になっているので、ちょっと日本とは状況が違うんじゃないかなと思うんですけど、考え方としては、そういう考え方が僕は大切なんじゃないかなと思うんですけど、さっきのインターネットの通販をややこしくするとか、解約をややこしくするなんていう話も確かに、法的には無理なんだろうけど、考え方としては、やはりちゃんと合理的配慮のある環境を社会全体で

作らなければいけないという観点で、そういう問題をちゃんと指摘するなんてことも重要なことなんだろうなというふうに思います。

○駒村座長 ありがとうございます。東京都としては、今後、都市部における高齢化、認知機能の低下した人が増える、あるいは人生の一定期間認知機能の低下した期間を送る人も、社会で健やかに生活できるようなまちづくりをして行くということで、国がまだそういうことでなくても東京都としては、そういう社会を目指しましょうという、一つの目標を掲げるというのが、この委員会の趣旨だったということなので、ぜひとも東京都もこれを手がかりにさらにいろいろ考えていただきたいと思いますが、そういう趣旨でこの9から10ページあたりが出てきているということで、特に、東京の場合は、いろいろ企業も大手企業もありますので、これも企業の力もぜひとも使っていくと。自治体と社協等の福祉施設と企業がうまく面として連携していくことが求められていますねということが、この9から10ページにかけて書かれているということになります。この辺はどうでしょうか。

○尾川委員 すみません。尾川ですが、よろしいでしょうか。

○駒村座長 はい、どうぞ。お願いします。

○尾川委員 事業者だけの取組みということもありますし、事業者と自治体や福祉団体との連携の両方に関わるかと思うんですけども、今はコロナ禍でなかなか外出が難しいですが、いずれ、高齢者が外出するような普通の日常生活が戻ってきたときには、居場所、あるいは休憩場所といった機能がまちの中に用意されているということは、外出をする上で非常に重要なポイントではないかと思っています。ですから、小さいお店の中では誰でも腰をかけるところがないお店が多いのかもしれませんが、例えば、商店街で言えば特にそんなに車が多く通らないようなところであれば、できるだけベンチを置くとか。別に認知症の方や高齢者だけではなく、住む人全体にとって優しいまちづくりということで考えますと、まずは、休みの場、休憩できる場、荷物を少し置ける場、こういう空間はパブリックが用意するものかどうかは別として、そういったような場所なり機能を設けるというのが大変重要ではないかなと思います。

私の地元である文京区でも、居場所・空きスペースの活用というのは、自治体をあげて活動もしております。こういった自分の自宅ではないけれども、何か目的に沿ってやってくる場所でもない、いわゆるサードプレイス、フリースペースのようなものをまち全体で用意していくということは、サービスの提供につながりやすい、消費・

経済行動を向上させるといった点では重要なと思いますので、何か一つ項目として挙げていただけるとよろしいのかなと思います。

○駒村座長 はい、分かりました。これ、たしか澤登さんのお話の中にもそういった取組なんかもたしか紹介された記憶がありますので、第三の居場所みたいな、まちの中で少し一息つけるような場所を作ったほうがよりいいのではないかと、これは高齢者専用というよりは誰もが一息つける場所がある、そういうゆとりも欲しいですねとこういう感じの表現でしょうかね。

どうでしょうか、事務局。難しいですかね。隣で高い地価のところでもそういうところをお勧めするというのも。だけど空きスペースなんかもありそうな気がしますけども。

○吉野福祉政策推進担当課長 施策としてどう進めるかというのはなかなか難しい話かなとは思いますが、こういった取り組む状況が必要だろうという取りまとめの中で、そういった視点が重要だということを書き込む分には、非常に有益ではないかなというふうには思いますので、実際どういう形で落とし込んでいくかというところは、御相談にはなるかと思いますが、検討したいと思います。

○駒村座長 澤登さん、御紹介いただいたところをコラム的に入れるという方法もありますかね。そういうコラムみたいなものを入れておくという方法もあります。何か事例として。

○吉野福祉政策推進担当課長 そうですね。先日の打合せの際も、栗田先生からいただいた内容が先進的なお話をコラムにというようなお話もありましたので、そういった本文から別の形で、何らかコラム的に取り上げて記載するような手法も含めて御相談できればというふうには思います。

○駒村座長 そうですね。僕も、とくし丸あたりの話は特にコラムとして入れていただきたい。販売員が一人一人を認識していて、その人の買い物歴を頭に入っていて、余計なもの売りつけないというのも重要な精神だと思いますので、そういうのもコラムとして入れておくと。

今の尾川さんのお話は、キーワードとして入れておいて、コラムとしてどこかに入れておくとさらに澤登さんの紹介いただいた取組みみたいなものもコラムとして入れると。本文中に尾川さんの御提案を入れてコラムも入れておくという感じで対応していただければと思います。

ほかいかがでしょうか。あと時間的には、終了は、7時まででしたか。

○吉野福祉政策推進担当課長 そうですね。全体は、7時までで、今のこの構成案の御議論に関して18時45分まで一応めどとして考えております。

○駒村座長 今、11ページぐらいまで来ておまして、多世代交流の場を意識的に作る必要があると、要するに住民同士が相手に配慮するような機会を作っていこうと。それから都民への啓発ですね。認知機能に対する正しい理解と。要するに認知機能が低下した人や認知症の人や、MC Iの人が一人で外にいるとは思っていませんでしたみたいな意見もヒアリングでありましたので、そういうことも十分あるので、認知機能や認知症に関する理解もきちんと書いておきましょうと。

あと、意思決定支援は、より身近な問題としても、なるべく普通の方もふだんから考えておいていただきたいテーマであると。

12ページには、事例集。この事例集は、コラムとして使ったり、あるいは紹介。どうしますかね。これ事例集はコラムとして使うか、事例集として独立して使うかという。事務局は何かありますか。この事例集に関しては。ヒアリングの結果。

○吉野福祉政策推進担当課長 今のところは、最後のところで別枠で事例集としてまとめるイメージではあるんですが、ほかにもコラムでというようなお話もありましたので、そこも踏まえて検討できればというふうに思います。

○駒村座長 あとは、研究会で使われた資料ですね。東京都の人口構成がこの80年間で全く人口ピラミッドが逆さになってしまうと。人口数は変わらないけども、構成が逆さになってしまうとか、中位年齢なんかも50代がもう目の前、東京はまだ相対的には若いですけども、いずれ中位人口も重心が一番真ん中に来る人口も恐らく50代に入ってくるんだと。

それから、同じ話ですけども、人口構成の変化、最後のページは、マンションの高齢化率の現在把握できるマンション建築年数別の高齢化率ですね。最初少し議論があった部分ですけども、それ何かが資料としては出ているということですね。

ちょっと私の資料、コピーが何ページが飛んでいたみたいなので、すみません。こっちの図表を飛ばしたようですけども、その辺の事業も出ているということで、この辺は少しストーリーと精査して、ストーリーに合うような図表を入れていこうと思っていますので、委員の皆さんからも興味深い図表がもしあれば御紹介いただければと思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

一応、一巡しましたが、ここまでで何か委員からの御発言はありますか。

○栗田委員 私から、いいですか。じゃあ、一つ。

○駒村座長 どうぞ。

○栗田委員 先ほどのまちにベンチを置いておくとか、その話は本当いい話だと私は思ったのですが、国の官民連携協議会で作っているいろいろな業種別の手引きというのを今ちらちら見ていたら、レジャー生活関連編というのものもあるんですね。この生活関連編というのは、例えば、今みたいなものが入れ込めるようなもの、確かにこの辺は議論していなかったかなと。今、パンフレットを見てみたら、例えば、理容室であるとか、それから宿泊機関であるとか、レストランであるとか、レストランは小売でいいのかもしれないですけど、というところで何ていうんでしょうね。どちらかというと、レクリエーション的な余暇的なものについての環境デザインというのが、あまりこの会では議論してなかったなということで、それからあと駒村先生の話していた、医療機関とかそういうところも結構問題がいろいろあるので、そういうところも議論してなかったなということで、今回は章立てをして入れるだけの議論はしていないので、コラムという形で先ほどの案で私もよろしいかと思いますが、まだちょっと不足しているところがあったかなという全体の印象でございます。

○駒村座長 栗田先生との打合せの中で、病院とかスポーツクラブとか、文化施設、そういったものも当然ながらこういう配慮は必要だということですが、ホテル、旅館、それから理美容室、こういう部分も当然ながらキーワードとして入れてしまっ、皆さんそこも該当者ですよということを言及しておくということであれば、この今日議論スタートですから入れてもいいだろうと。できたら、何かコラム的なものがあれば、よりいいのかなと思いますよね。ホテルなんかも確かにライトが落ちていて、文字も小さくデザインされていると、どこにトイレがあるのか、どこに出口があるのか、自分が今何階にいるのかなんて分からないようなデザインのものも多いですけども、デザインをいろいろ工夫するのはいいとしても、認知機能や視力や聴力の問題も考えれば、よりこの分かりやすい工夫も増してほしいですねというようなことだろうと思いますので、何かコラムもありながら、少し触れておくということは、今日議論をした以上いいのではないかと思いますので、はい。

一周しております。全体として何かここまでで御発言ございますでしょうか。どうぞ、どうぞ、お願いします。

○澤登委員 今、全体見させていただいて、この4番の地域、サービス事業者等に向けた提言の中で、ある意味で言うと、民間企業の方々のほうが、やっぱりこれって敏感に反応して改善をしたり、いろいろしていくと思うんです。一番の課題は、何かなと考えていたのですけれども、やっぱり専門職の課題意識じゃないかと思います。例えば、地域を見るときに、ケアマネジャーにとっての地域というのは、利用者を含む地域なんですね、広い地域ではなく。自分の関連する利用者を見ての地域というような見方をどうしてもしてしまうので、この提言の中での専門職の役割、課題というものも明確に入れたほうが、ああ、この提言の中での私たちのあり方というのはこういうものなんだな、例えば、金融機関とのどういう関係性が今後私たちに求められているのかな。企業との関係性というのも今まではそんなことは多分専門職の中で議論なんてされてないですよ。今、少しずつ始まった段階の中で、改めてやっぱりその民間企業と私たちが連携する意味は、こういうことなんだなという専門職がこの提言の中で課題が明確になるようなものになるかなと思っています。

○駒村座長 澤登さん、非常に難しいのが最後に来たな。どう書けばいいか、今少し悩んでいます。

○澤登委員 そういった中で、ここの10ページの多くの異業種や専門職が目的を共有したネットワークを活用し、超高齢社会仕様へ転換という10ページの図の下の部分のところですね。その中で、そんなら書かなくてもいいと思うんですけれども、協働のための専門職のあり方的なところが、少し明快になると、この提言の中でもその専門職自身も考えていけるのかなというのは、思いました。

○駒村座長 要するに、医療、介護、サービスだけでは、地域で生きていけないと。地域で生きていくためには、様々な企業、民間との連携が不可欠であると。住民や、今、利用者が地域で生きていくためにどういうサービスを民間から使え得るのかどうなのかと。どういう課題があるのかも専門職もよく理解してくださいと。そういう趣旨ですかね。

○澤登委員 そうですね。4番の骨組みの部分だということだったので、ちょっとそこは見てて感じさせてもらいました。

○駒村座長 その話は、今回には加えられないかもしれませんが、介護保険外サービスの活用の話につながってしまう可能性がありますよね。きっと。

○澤登委員 そう思います。

○駒村座長 都のほうでは、今、豊島区と保険外サービスの議論はしていますけれども、介護保険のみでは生活は遂行できないことがだんだん明らかになってきて、ただ、もちろんその場合は、経済力の問題なんかも出てくることもありますけども、全くそこをゼロとして考えるのではなくて、利用者の負担にふさわしい民間サービスの利用といったものも留意してもらいたいというようなことだったら、書けるかなという感じでしょうかね。

この辺、どうでしょうか。ほかの委員からももしあればと思いますが、

○黒田委員 すみません、黒田です。いいですか。

○駒村座長 はい、どうぞ。

○黒田委員 今、澤登委員がおっしゃっていた「地域」について、人それぞれ想定するものが違うというのは、私は法律が専門ですけれども、専門が異なる人たちと成年後見制度について話しているときなどに、よく感じる事柄なんです。各人が成年後見制度に求めているものも違ったりというようなことと同じで、ここでの「地域」というのは何を指すのか、その定義づけというか、また「サービス事業者」といっても何を指すのかというのは、人それぞれ考えるところが違うだろうなと思ったんです。

この4番のタイトルの「地域」の後には、誤解を生じないために、例えば、括弧してコミュニティといったような形で、もう少し広いものを想定できるような、あるいはアスタリスクで補足なり、注でもいいんですけども、もう少し誤解を生じないような書き方というのもできるかなと思いました。

以上です。

○駒村座長 ありがとうございます。そうですね。この地域というのは、非常にマジックワードになって、どう読むかというのが非常に読み手によってばらばらの部分がありますから、この文脈における地域というのは、どれを意味しているのかというのは、したほうがいいのかもしれないですね。ちょっと報告書の中で少しその辺の使い方は、留意して使ったほうがいいのではないかと思います。

ほかはいかがでしょうか。地域の使い方についてのお話ということでしたけれど。

○石崎委員 金融機関には高齢者販売に関する自主規制があります。80歳以上には能動的なセールスは自粛しています。特に、単身世帯の高齢者は、御家族からも様子を聞くこともできないので、澤登さんがおっしゃっていたような専門職から金融機関への相談を働き掛けてくれると助かります。

○駒村座長 はい。前、ある雑誌で議論が出たのは、実のおばあちゃんがお金の相談をヘルパーさんや在宅に来ていただいているお医者さんにすることがあると。それって相談されても困ったなというケースが多いと。こういうようなお話もあるんですよ。そういうときに、この今のヘルパーさんなり、専門職がそういう相談にどこまで、どのように向き合っているのかというのは、なかなか考えると難しい問題になってきますよね。その辺はどう書くかですね。ほかの委員から何かございますか。今の部分に関しては。その辺は、その仕上げていく中で、皆さんと少し表現ぶりなども確認したほうが良い部分ですよ。 保険外サービスや、今度の介護法報酬の見直しのところも保険外サービスに関してもケアマネジャーは、積極的に対応するというような趣旨の改定がたしかされていたと思うので、そこの中で、見ていくかどうかという感じなのかなと思いますが、東京都としては、何かこの辺の部分は、今全体としては、動きはあるんですか。豊島区、東京都の研究会自体は、一応報告書をまとめて終わって、私もメンバーだったので、店じまいは一応報告書で終わっているわけですけども。

○吉野福祉政策推進担当課長 そうですね。まさに、先生がおっしゃるとおり、一旦豊島区のほうで一段落ついて、その後特に大きな動きはないというのが現状だと思います。

○駒村座長 東京都と豊島区の連携した報告書ですから、そこを引用するくらいでしようかね。まずね。そこは引用はできますよね。その上で、さてどうするかという話になるかもしれない。同じ部局ですよ。違いましたか。

○吉野福祉政策推進担当課長 現段階では、報告書をベースに徐々にそういった支援が広がっていけばというようなところかと思いますが。今回のこの我々の検討会の中でどうこれを原型を取り入れていくかというのはなかなか難しいかなと思いますけれど。

○駒村座長 在宅の高齢者で認知機能が低下された方がいるのは事実で、そういった方が、医療や介護だけでは暮らしていけないのもこれまた事実で、そういったときに民間サービスをどう使っていくのかという点も大事だと。その先具体的に、じゃあヘルパーさんやケアマネさんやヘルパーさんがどう振舞っているのかというのは、ちょっともう一つここは一工夫が必要なんですよ。きっと。澤登さん、そこは丁寧に書き込まないと難しい部分ですよ。きっと。

○澤登委員 そこを思うんですよ。だから、ここにも書いてありますけど、10

ページの真ん中辺に連携に必要な視点というところで、両者にメリットのある関係作りという括弧書きで書いてあるんですけども、やっぱり専門職にとって、何がメリットなのかというのがすっきりすると、いろいろ考えていけるのかなと思っているんですけども。なかなか難しいところかなとは思っています。

○駒村座長 専門職にとってのメリット、それから利用者の方にとってのメリット、ありますよね。専門職にとってくると、新しいこの役割を求められていくときに、厚労省の検討会でも、そこに対しての報いみたいなものとか、報酬みたいなものはどう考えるのかという話も出てきますからね。ちょっと書き方は一工夫しなければいけない部分なんです。

石崎さん、どうでしょうかね。その姿勢は書いていたほうが良いと思うんですよ。そういう姿勢は、大事だと。ただ個別に詳細に書くとなかなか難しい部分が残る部分ですね。

○石崎委員 金融機関では、受託者責任というフィデューシャリー・デューティーの精神を明記することは一般的です。報酬など詳細を書くことは難しいですが、高齢者のために最善を尽くすという考え方は示した方が望ましいと考えます。

○駒村座長 これは、全般的に言えますけれども、認知判断能力が落ちている方をどう社会で支えるかということですからね。

○石崎委員 そうですね。

○駒村座長 そこを付け狙ってしまうような商行為というのは、このまちでは、これから許されなくなりますよというところがまず宣言しなければいけないですよ。そこはね。

○石崎委員 はい。すべての会社は高齢者対応は避けられないので、善意ある対応は協力的だと思います。

○駒村座長 時々、おかしな対応をすると炎上してしまうこともありますよね。

○石崎委員 東京は多様性に富んで複雑です。栗田さんから、台湾の話がありましたが、台湾は日本より高齢者を大切にしています。日本は若者と高齢者の世代間対立の予兆が顕在化しているので心配です。

○駒村座長 なるほど。分かりました。一つ、その世代間の関連が少し弱いのではないかというのは東京の特徴なのかもしれないですよ。

○石崎委員 澤登さんおっしゃった専門職の方と一般企業人の交流は大切だと思います。

す。

○駒村座長 専門職の方が、民間サービスが利用者に届くように変換する役割を果たしているんだということを少し意識していただきたいという書き方ですかね。きっと。

○石崎委員 双方向のものができることが望ましいですね。

○駒村座長 分かりました。事務局この表現ぶりは、ただ専門職が自分の仕事、医療と介護だけをやっていてもいいというわけではなくて、生きていくために様々な民間サービスも利用者が使えるようにサポートするような役割もあるんだよというような書き方、それも専門職として大事な点ですよというようなことも、うまく表現することで、こここのところは、まとめたいと思いますので。はい。

そうしましたら、あと残った時間、ちょうど事務局からも45分ぐらいには報告書の骨組み部分はまとめとけという進行指示だったので、これ以降は、今後の進め方について事務局から御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○吉野福祉政策推進担当課長 はい。活発な御意見、予定どおりの時間で議論を進めていただきましてありがとうございます。

事務局から今後の進め方について御説明さしあげます。

資料4の検討スケジュールのほうを御覧ください。

次回、第6回の検討会は、8月の開催を見込んでおります。この資料では、取りまとめ案についてというような検討内容になっている部分でございます。本日、御議論いただきましたこの構成案、本日の御意見を踏まえまして肉づけいたしまして、文章化した形で取りまとめ案をお示しいたしたいと思います。取りまとめ案につきましては、委員の皆様にも事前にお送りし、御意見を頂戴することを考えております。

今後の進め方については、事務局からは以上でございます。

○駒村座長 はい。ありがとうございます。では今後、今日のキーワードを文章化していく、その際には委員の皆様からもその取りまとめ案に直接チェックいただく時間を十分確保させていただいて、そこも一応8月で一度皆さんで共有してチェックして、その後もう一回やって、最終回という感じですかね。事務局。

○吉野福祉政策推進担当課長 そうですね。8月頃に取りまとめ案を一回御覧いただきまして、最後9月頃一月程度で取りまとめに向けてという形、第7回で終了できればというふうに考えております。

○駒村座長 はい。この後、何らかの形でお披露目をしていくということを都として

は考えていらっしゃるということですね。

○吉野福祉政策推進担当課長 はい。どういった形で、出来上がった成果物を広めていくかというのも非常に重要なことだと考えています。現段階では、シンポジウムを開催するのですとか、いろいろな仕掛けを今後展開していければというふうに思っておりますので、そういったものも含めまして、御議論していただければというふうには思っております。

○駒村座長 はい。東京都が取りまとめたものについて、東京都のほうでもいろいろお披露目もあるし、あるいは我々もいろいろなところで紹介していくということで活用させていただければと思います。また、そのときには、次回、次々回でお知恵もいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

そうしましたら、最後に本日の議事はこれで時間も参りましたので、終了にしたいと思っておりますが、委員のほうから何かございますか。今の取りまとめ方法について、今の段取りについて、もしあればと思いますが。よろしいでしょうか。

○駒村座長 十分に時間を、私と事務局と、栗田先生で原案を作って十分余裕をもって次回までに見ていただくということにしたいと思ひます。

それでは、お時間も参りましたので、本日の議事はこのあたりにさせていただきます、事務局から連絡事項でございますでしょうか。

○吉野福祉政策推進担当課長 はい、改めまして、最後に連絡事項でございます。

次回の検討会、先ほど申し上げましたが、開催予定第6回検討会は、8月頃の開催を予定してございます。今後、日程の調整をさせていただきますして日時が決まりましたらお知らせさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは、以上でございます。

○駒村座長 はい、ありがとうございます。それでは、本日の検討はこれもちまして閉会とさせていただきます。

御多忙の中、長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。失礼いたします。

(午後 6時52分 閉会)